



株式会社 乗馬クラブクレイン presents

MIKI イベントिंगフェスティバル September 2025

(日本馬術連盟公認 総合馬術競技会)

実施要項

1. 主催: NPO 法人 Japan Eventing

2. 運営: NPO 法人 Japan Eventing

3. 会場: 三木ホースランドパーク

〒673-0435 兵庫県三木市別所町高木

4. 日程: 令和7年9月20日(土)～21日(日)

5. 規程: 国際馬術連盟総合馬術競技会規程

日本馬術連盟競技会関連規程

ホーストライアルルール(別紙①)2023年より変更あり

6. 競技種目

●総合馬術競技(公認・非公認)

CCN2\*-S(公認)・EV95(公認・非公認クロスカントリー)

EV75(公認・非公認クロスカントリー)

RRC 総合馬術競技(EV65クラス)

EV65(非公認クロスカントリー)

●障害飛越競技(非公認)

120cm・110cm・100cm・80cm・60cm

●馬場馬術競技(非公認)

自由選択馬場馬術課目(20×60)

●TREC 競技

MINI TREC・RRC TREC 競技・クロスカントリーイントロ競技

- ・ 第 1 競技 CCN2\*-S 競技(公認)
- ・ 第 2 競技 EV 9 5 競技(公認)
- ・ 第 3 競技 EV 9 5 競技(非公認クロスカントリー)
- ・ 第 4 競技 EV 7 5 競技 (公認)
- ・ 第 5 競技 EV 7 5 競技 (非公認クロスカントリー)
- ・ 第 6 競技 RRC 総合馬術競技 (EV65 クラス)
- ・ 第 7 競技 EV 6 5 競技(非公認クロスカントリー)
- ・ 第 8 競技 120 cm クラス 飛越競技 I  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H120cm W140cm 以内 障害数 12 個以内
- ・ 第 9 競技 110 cm クラス 飛越競技 I  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H110cm W130cm 以内 障害数 12 個以内
- ・ 第 10 競技 100 cm クラス 飛越競技 I  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H100cm W120cm 以内 障害数 12 個以内
- ・ 第 11 競技 80 cm クラス 飛越競技 I  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H80cm W100cm 以内 障害数 12 個以内
- ・ 第 12 競技 60 cm クラス 飛越競技 I  
基準表 A 238 条 2.1 分速 325m H60cm W180cm 以内 障害数 10 個以内
- ・ 第 13 競技 120 cm クラス 飛越競技 II  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H120cm W140cm 以内 障害数 12 個以内
- ・ 第 14 競技 110 cm クラス 飛越競技 II  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H110cm W130cm 以内 障害数 12 個以内
- ・ 第 15 競技 100 cm クラス 飛越競技 II  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H100cm W120cm 以内 障害数 12 個以内
- ・ 第 16 競技 80 cm クラス 飛越競技 II  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H80cm W100cm 以内 障害数 12 個以内

- ・第 17 競技 60 cm クラス 飛越競技Ⅱ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 325m H60cm W180cm 以内 障害数 10 個以内
- ・第 18 競技 自由選択馬場馬術課目 (20×60)
- ・第 19 競技 MINI TREC・RRC TREC 競技 (ノービスクラス)  
第 1～第 3 フェーズまで
- ・第 20 競技 クロスカントリーイントロ競技  
飛越無し 約 2000m・分速 250m・障害物巻き乗り通過

#### 競技実施日 (別紙②参照)

9月20日 (土)

第 1 競技・第 2 競技・第 4 競技・第 6 競技の馬場馬術・障害飛越  
第 8 技～第 12 競技  
第 18 競技

9月21日 (日)

第 1 競技～第 7 競技のクロスカントリー及び、第 13 競技～17 競技  
第 19 競技～第 20 競技のトレック競技

※ 実際の競技は競技番号順に行われない場合があります。

※ エントリー数が多い場合、競技が重なることがあります。

#### 7. 参加資格

- ① 公認競技については、選手が申込時点において、日本馬術連盟の会員で騎乗者 B 級以上を有していること。馬匹についても申込時点において、日本馬術 連盟の登録馬であること。
- ② 未成年者は保護者の承諾書を要する。
- ③ 同一日における同一馬の出場は、EV95・75・65 のクラスは 2 回までする。
- ④ 同一クラスに同一人馬で参加した場合、2 回目に関してはオープン参加とする。  
(同一人馬でなければポイント獲得及び表彰の対象とする。)
- ⑤ 障害飛越競技のみの参加に関しては、出場回数は制限しない。

#### 8. 参加申込

- 申込締切 令和 7 年 8 月 29 日(金)まで
- 参加申込書・入厩届を NPO 法人 Japan Eventing へ  
E-mail ([japan.eventing@gmail.com](mailto:japan.eventing@gmail.com))

●振込先

三菱 UFJ 銀行 江古田支店(店番号 190) 普通 0289268

NPO 法人 Japan Eventing

●お問い合わせ先：E-mail：japan.eventing@gmail.com

〒112-0001

東京都文京区白山 5 丁目 7-6 レジデンス Hara-Machi 1F

NPO 法人 Japan Eventing 事務局

9. 参加料

|                              |              |                 |
|------------------------------|--------------|-----------------|
| ①日本馬術連盟総合公認競技                | (第 1 競技)     | <u>40,000 円</u> |
|                              | (第 2・4 競技)   | <u>30,000 円</u> |
| ②総合馬術クロスカントリー                | (第 3・5・7 競技) | <u>20,000 円</u> |
| ③RRC 総合馬術競技                  | (第 6 競技)     | <u>20,000 円</u> |
| ④障害飛越競技                      | (第 8～17 競技)  | <u>10,000 円</u> |
| ⑤馬場馬術競技                      | (第 18 競技)    | <u>10,000 円</u> |
| ⑥TREC 競技                     | (第 19・20 競技) | <u>20,000 円</u> |
| ⑦登録料 (1 頭につき)                |              | <u>13,000 円</u> |
| ⑧緑の広場 (前日 9/19) 使用料 (1 頭につき) |              | <u>5,000 円</u>  |

※注意※

1 度納入された参加料・登録料は返却しない。

ただし、主催者の都合で競技種目を取り止めた場合はこの限りではない。

10. クロスカントリー競技の順位決定

- ① 日本馬術連盟競技関連規定集 第 528 条に準ずる。
- ② 最終順位での同点の場合、クロスカントリー競技で障害減点、タイム減点、および他の減点があった場合にはこれらを含めたクロスカントリースコアの最も良い選手を選ぶ。
- ③ 技術代表、審判員、コースデザイナーの判断により、危険とみられる場合は走行を停止し、失権とする場合がある。

11. 表彰

- ① 各競技の 6 位までを入賞とし、入賞馬にリボンを贈る。
- ② 各種目の出場者が 50 人を超えた場合はグループ分けをし、各グループの上位 6 位までを入賞とする。
- ③ 第 4 競技 EV75 クラスでは上記の表彰のほかに、オフ・ザ・トラックイベントディングカップ (OTE 賞) を設け、参加する引退競走馬を対象として 1—3 位の入賞賞馬に副賞を授与する。

## 12. 打合せ及び出場順の発表

① 打合会は行わない。連絡事項は、後日連絡するオープンチャットや大会ホームページに掲載するので確認してください。

② エントリーの変更は、

大会前: Email: japan.eventing@gmail.com 宛に連絡もしくは競技前日 16 時まで、クロスカントリー競技については競技前日 13 時までに大会事務局にて変更をお願いします。

**競技会前日の変更は 1 件につき 2,000 円の変更手数料を徴収する。**

③ 締め切り後、申し込みが多数の場合は、頭数制限等をお願いする場合がございます。ご了承ください。

## 13. その他

- ① クロスカントリーに参加する騎乗者の服装・馬装は国際馬術連盟総合馬術競技会規程に記載の通りとし、バックガードの着用を義務づける。
- ② 馬に騎乗する場合は、いかなる場合でも必ず 3 点以上の固定式顎付乗馬用防護帽を着用すること。選手以外が騎乗する場合も同様とする。
- ③ 参加馬匹は健康検査及び JEF 予防接種実施要領を規程通り実施していること。
- ④ 選手等の宿舎は各自手配し、経費は各自負担とする。
- ⑤ 参加馬の厩舎は主催者が準備する。
- ⑥ 厩舎での火器の使用及び喫煙は一切禁止とする。
- ⑦ 馬の輸送費は補助しない。
- ⑧ 馬糧は各自にて持参すること。退厩の際は全て持ち帰ること。敷料については、おが粉とし、会場で用意する。また厩舎及び周辺を清掃し、ゴミ等は一切残さないこと。
- ⑨ 施設の利用に関しては、それぞれ開催場所の施設利用心得を厳守すること。
- ⑩ 期間中の人馬の事故等に対しては、主催者への連絡をもって応急処置を行うが、その責めは負わない。
- ⑪ 参加者は何らかの傷害保険に加入し、健康保険証またはコピーを持参すること。
- ⑫ 参加選手は野外騎乗中、必ず自身のメディカルカードを外から見えるところに携帯して走行すること。
- ⑬ 参加申込が少数の場合は、競技及び種目を中止することがある。
- ⑭ その他、三木ホースランドパークの使用に関する規則を厳守すること。
- ⑮ 夜間休憩室の利用は、三木ホースランドパークの規定により 18 歳以上の男性のみとする。（1 団体／1 名）利用希望団体は申込書に利用者氏名を記入すること。

## 別紙①

### NPO 法人 Japan Eventing 総合馬術ホーストライアルルール

NPO 法人 Japan Eventing 主催の総合馬術ホーストライアルシリーズでは、人馬にクロスカントリー走行の経験を積んでもらうため、以下のルールを適用いたします

- クロスカントリー走行中の「パス」について:

走行中、選手は、フェンスジャッジに対して「パス」を宣言することにより、障害を飛越せずに走行を継続し、次の障害に向かうことができる。走行中の「パス」の回数は問わないが、その都度宣言する必要がある。成績上は「棄権(R)」の扱いとなる。

**※2023年より、EV9 5クラス以上では、パスは認められません。**

- クロスカントリー走行中通算での3反抗失権後の走行継続(同一障害での3反抗を除く):  
選手は、通算での3反抗失権後も走行を継続することができる。成績上は「失権(E)」の扱いとなる。

ただし、同一障害で3回の反抗があった場合は認めない。

走行継続可能な例:

ある障害で2回の反抗の後に通過し、別の障害で2回の反抗後、「パス」を宣言して次の障害へ向かうことは認められる

走行継続が認められない例:

- (1) ある障害で3回の反抗があった場合、パスを宣言して走行を継続することはできない
- (2) 落馬および人馬転での失権
- (3) 経路違反での失権

## 別紙② 大会スケジュール（予定）

[illegible]